

(参考) 御所野地蔵田地区計画の建築基準法等の改正に伴う条項対照表

| | | | 改正後 | | | 改正前 | | |
|----------------|------------------------------------|--------------|--|---|--|---|---------------|-----------------|
| | | | A地区 (一般街区) | B地区 (沿道街区) | C地区 (利便施設街区) | A地区 (一般街区) | B地区 (沿道街区) | C地区 (利便施設街区) |
| 地区 整備 計画 | 建築物 等 に 関 する 事 項 | 壁面の位置 の制限 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、建築基準法施行令第135条の22に定める場合を除き、道路側1.5m以上、隣地側1.0m以上とする。 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、建築基準法施行令第135条の22に定める場合を除き、東側道路側5.0m以上、その他は1.5m以上とする。 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、建築基準法施行令第135条の21に定める場合を除き、道路側1.5m以上、隣地側1.0m以上とする。 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、建築基準法施行令第135条の21に定める場合を除き、東側道路側5.0m以上、その他は1.5m以上とする。 | | |